

機関リポジトリ初任者研修
平成27年2月20日(東北学院大学)

著作権及び著作権譲渡契約

信州大学附属図書館
森 一郎

このコマの意義

機関の構成員の学術成果物が機関リポジトリへ登録されることに起因する、構成員または出版者もしくは他の団体等との「トラブル」を避ける。

機関リポジトリの位置づけ

大学等の機関が主体となって教員や学生の成果物を発信する位置づけ

- 機関発信型

教員や学生といった構成員が主体となって自らの成果物を発信する位置づけ

- 構成員発信型

契約(許諾)関係者の整理

極めて単純化すると…

著作権者 発信者	構成員	出版者
機関	機関が構成員から許諾を得て登録・発信	機関が出版者から許諾を得て登録・発信
構成員	構成員が(機関に登録を申請して)発信	構成員が出版者から許諾を得て(機関に登録を申請して)登録・発信

機関発信型では何が必要か？

- 契約すべき相手を確認する。
 - もちろん契約相手は著作権者（著作権を譲渡してしまえば、著者であっても基本的に契約の当事者にはなれない。⇒許諾する立場にない。）。
 - 作権者は1人とは限らない。
- 何がしたいのかを整理し漏らさず契約する。
 - 何を契約したのか確認できるようにしておくことが望ましい。
- “細かな注意点”（後述）にも注意する。

構成員発信型では何が必要か？

- 構成員ができることを確認する。
 - 著作権を出版者に譲渡している場合は構成員と出版者との間の契約内容を確認する。
 - その内容は確認できるようにしておくことが望ましい。
- “細かな注意点”（後述）に注意する。

著作権譲渡と“著者の権利” (Elsevierの場合)

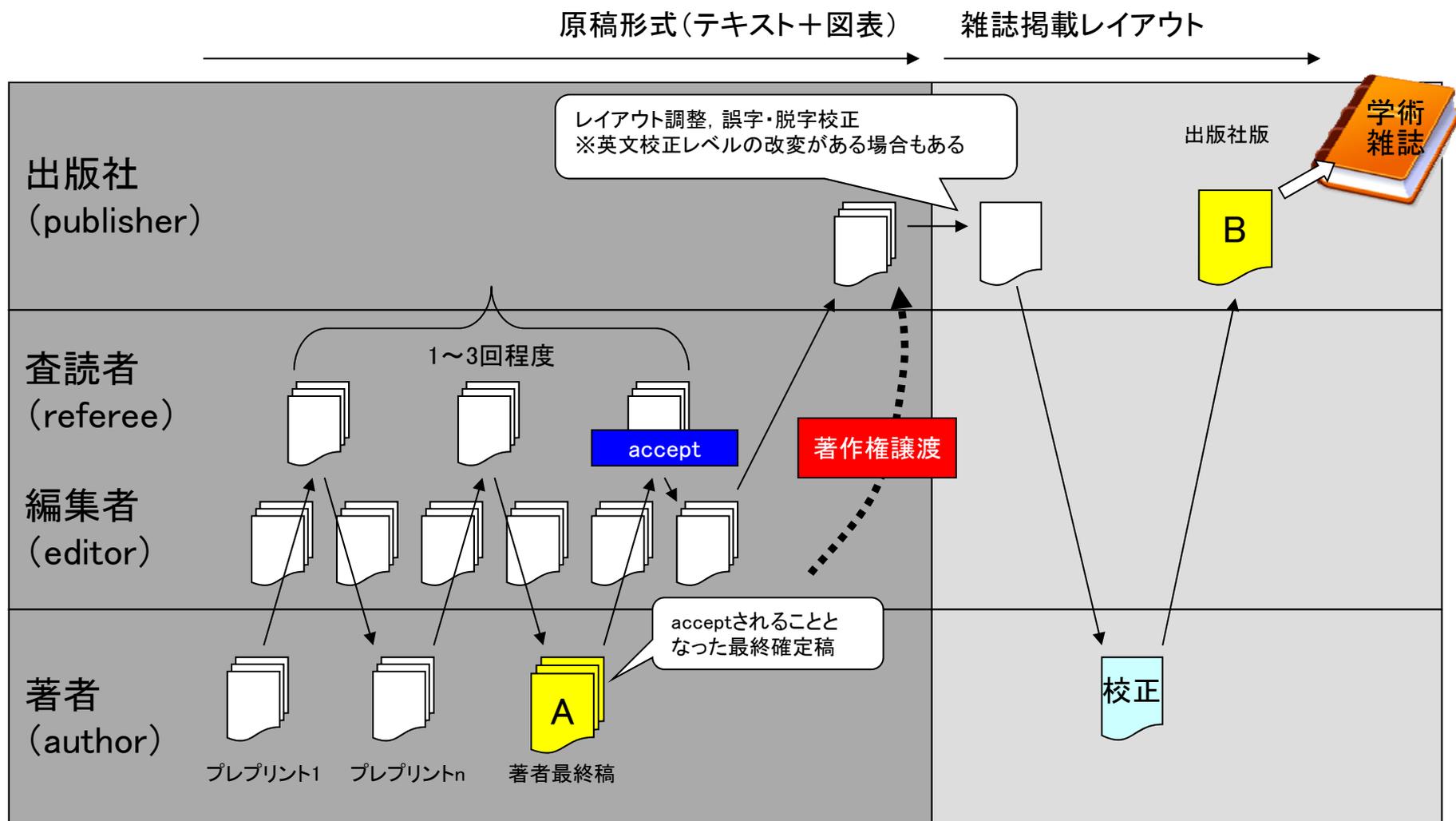
オンライン掲載	購読論文			オープン アクセス 論文
	プレプリ ント版	アクセプトされ た著者原稿	出版済みジャー ナル論文	
プレプリントサーバに掲載※	○	×※	×	略
著者または著者の所属機関が 学術目的で運営するオープン ウェブサイトへの任意掲載	○	○	×	
義務的なデポジットもしくは分野 別または全分野のリポジトリへ のデポジット	○	×	×	
商業目的での利用または掲載, あるいはジャーナルが提供する サービスの代行	×	×	×	
リポジトリへの生データの掲載※	○	○	○	

出典: <http://www.elsevier.com/jp/authors/>

author-rights-and-responsibilities#box-id-170491 (2015年2月16日現在)

※は「注」あり

“著者の権利”と雑誌論文の登録



出典: 『機関リポジトリと著作権』杉田茂樹, 堀越邦恵(平成18年度学術ポータル担当者研修資料スライド4「論文投稿と著作権譲渡」) ※一部改変

出版者の方針を知る (1)

- * **SHERPA/RoMEO** : **S**ecuring a **H**ybrid **E**nvironment for **R**esearch **P**reservation and **A**ccess / **R**ights **M**etadata for **O**pen archiving
- * URL: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

RoMEO colour	Archiving policy	Publishers	%
green	Can archive pre-print and post-print	622	35
blue	Can archive post-print (ie final draft post-refereeing)	613	34
yellow	Can archive pre-print (ie pre-refereeing)	122	7
white	Archiving not formally supported	439	24
	Total	1,796	100

出典: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/statistics.php> (2015年2月16日現在)

出版者の方針を知る (2)

- SCPJ : Society Copyright Policies in Japan (学協会著作権ポリシーデータベース)
- URL: <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

色	ポリシー	学協会	割合
Green	査読前・査読後どちらでも認める	156	12
Blue	査読後論文のみ認める	837	67
Yellow	査読前原稿のみ認める	14	1
White	アーカイブを認めない	247	20
	小計	1,254	100
Gray	検討中・非公開・無回答・その他	1,355	

出典: <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/info/stat/> (2015年2月16日現在)

細かな注意点

- 分野の習慣の問題

- 例えば芸術系で使用する写真などの問題

- 著作者人格権の問題

- 例えば著作権が譲渡されている著作物を登録の際に改変しなければならぬ場合などの問題

- いわゆる「電子出版権」や著作隣接権の問題

- 著作権は譲渡されていないものの「電子出版権」が設定されている場合の問題や動画・音声を含む著作物を登録する場合などの問題

まとめ

機関リポジトリとは“契約”である。

出版者等との契約での損害賠償や裁判管轄に関する事項は？